

# 農協マーク使用許諾申請書

年 月 日

愛媛たいき農業協同組合 宛

(申請者)

住所	〒		
企業・団体等名			
代表者	印		
担当者	(部署)		
	ふりがな (氏名)		
電話番号		F A X	
メールアドレス			

農協マークを使用したいので、次のとおり申請します。  
なお、使用にあたっては、右の附帯事項を承諾します。

使用目的	
作成物 (内容、種類等)	
製造数	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用・ 頒布等の場所	
その他	

## 農協マーク使用要綱第5条第1項各号に該当しないことを誓約します。

第5条 第4条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、農協マークの使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

### 【添付書類】

- 企画書等（レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）
- 申請者の概要が分かる書面（パンフレット等）
- その他

### 【附帯事項】

- (1) 販売を目的にするものには使用しないこと。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、農協マークの近接に許諾番号を明記すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに愛媛たいき農協に提出すること。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その写真（デザインが明確にわかるもの）をもって代えることができる。
- (7) 原則として、デザインのアレンジは行わないこと（縮尺に注意すること）。
- (8) 農協マークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。